



Title	福岡・東光院十二神将像の造形的特徴と制作背景 : 甲冑表現の比較を中心に
Author(s)	山口, 杏奈
Citation	若手研究者フォーラム要旨集. 2026, 12, p. 41-44
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/106318
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

福岡・東光院十二神将像の造形的特徴と制作背景 —甲冑表現の比較を中心に—

日本東洋美術史 博士前期課程 2 年
山口 杏奈

はじめに

十二神将は、十二夜叉神将・十二神王とも称され、『薬師瑠璃光如来本願功德経』に説かれる、薬師如来を信仰する者を護る神である¹。日本では甲冑²をまとった武将形の作例が数多く知られる。

福岡市博多区に所在した東光院十二神将立像（現・福岡市美術館蔵、以下、本像）は、平安時代後期に制作された九軀と江戸時代に補作された三軀から成る³。本像は、十二軀それぞれが十二支の一つに対応し、頭上にその十二支を示す動物の姿をあらわす。各像は、対応する十二支に従って子神・丑神・寅神などと呼ばれる。

本像の制作背景を直接伝える史料は確認されていない。先行研究では、表甲に鎖を連ねたような金鎖甲文様⁴を彫刻する点などを手がかりとして、中国・寧波の東銭湖周辺に残る南宋時代の石造武人像⁵（以下、南宋武人像）との関係や、奈良時代作例の受容が指摘されてきた。しかし、甲冑各部の形式や文様について、体系的に比較されてきたとはいえず、本像の造形的特徴や制作背景については、なお検討の余地がある。

本像の制作背景を検討することは、本像の成立を考えるにとどまらず、平安時代後期の北部九州において、京都・奈良を中心とする中央作例と共通する造形がどのように受容され、地域の仏像制作のなかで展開したのか、その一端を明らかにすることにもつながる。日宋貿易の拠点であった博多に所在する本像については、従来指摘されてきた中国・宋との関係だけでなく、中央との関係を含めてその制作背景を総合的に検討する必要がある。

本発表では、まず南宋武人像との関係と金鎖甲文様の受容を再検討する。次に、平安時代後期を中心とする金鎖甲文様彫出作例を比較対象とし、奈良時代作例、京都・奈良を中心とする同時代の中央作例、北部九州の作例との比較から、本像の造形的特徴を明らかにする。さらに、東光院が所在した博多をめぐる歴史的環境をあわせて検討し、本像の制作背景について考察する。

1 先行研究

本像の制作背景については、主として二つの見解が示されている。末吉武史氏⁶は、本像にみられる兜の着用、金鎖甲文様の彫出、剣を地に突く姿勢が南宋武人像にも認められることに注目した。さらに、平安時代後期の博多が日宋貿易の拠点であったことを踏まえ、こうした造形が宋から北部九州にもたらされた可能性を論じている。

¹ 『薬師瑠璃光如来本願功德経』（『大正新脩大藏経』第14巻、No. 450）。十二神将の概要については、中野照男『十二神将像』（『日本の美術』第381号、至文堂、1998年）、『九州歴史資料館第44回企画展 堅粕薬師と東光院の古仏たち』（九州歴史資料館、2018年）参照。

² 甲冑とは、身体を防護する「甲」と頭部を防護する「兜」の総称である。本稿では、胸部を覆う甲を「胸甲」、腹部を覆う甲を「表甲」、その上に重ねて腰部の周囲を覆う甲を「腰甲」、腹部前面に垂らす甲を「前楯」と呼ぶ。

³ 『東光院の仏教美術』（福岡市美術館、1985年）、前掲注[1]『堅粕薬師と東光院の古仏たち』参照。

⁴ 中国・浙江省寧波市の東銭湖周辺に残る南宋時代の墓道石刻。墓道には文臣・武将や動物などの石像が配されている。

⁵ 末吉武史「九州における平安後期神将形像の基礎的研究」（『鹿島美術研究』第30号（2012年度）別冊、鹿島美術財団、2013年）、末吉武史「九州の仏像—平安神将形像と八幡信仰—」（『九州の中世Ⅳ 神仏と祈りの情景』高志書院、2020年）

一方、宮田太樹氏⁶は、本像の胸部を覆う胸甲や沓に施された文様、髪型、体形などに奈良時代作例との共通性を認めた。とくに、午神の胸甲に施された文様が奈良・大安寺多聞天像と、巳神の沓の文様が同寺広目天像と類似することから、本像に奈良時代作例の造形が受容された可能性を指摘している。

このように、本像の制作背景については、南宋武人像との関係と奈良時代作例との関係という二つの方向から論じられてきた。

2 南宋武人像との関係と金鎖甲文様の受容

末吉氏が指摘した造形的特徴について再検討すると、本像と南宋武人像との間には相違も認められる。南宋武人像では、兜の着用、金鎖甲文様の彫出、両手を重ねて剣を地に突く姿勢が一貫してみられる。これに対し、本像では、金鎖甲文様の彫出が確認できるのは平安時代後期作例の九軀のうち四軀、兜を着けるのは三軀に限られる。また、剣を地に突く戌神像は左肩先、右手先、および剣が後世に補われているため⁷、現在みられる姿勢が制作当初からのものかは判断できない。さらに、南宋武人像が直立して動きを抑えた姿勢をとるのに対し、本像は片脚を踏み出すなど、身体に動きのある姿勢を示す。このように、末吉氏が南宋武人像との共通点として挙げた三つの特徴は、平安時代後期作例の九軀に共通して備わるものではなく、これらの特徴のみから南宋武人像との直接的な関係を認めることには慎重である必要がある。

金鎖甲文様の彫出そのものについても、その由来を南宋だけに求めることはできない。中国では南宋以前の作例にも同様の表現が確認され⁸、日本にも唐時代に制作された京都・東寺兜跋毘沙門天立像⁹のような、金鎖甲文様彫出作例が伝わっている。すなわち、金鎖甲文様の彫出それ自体を南宋に固有の表現とみなすことはできない。さらに、平安時代後期を中心とする金鎖甲文様彫出作例を整理すると、現在確認できる二十七件のうち二十件が福岡・大分・佐賀に所在または由来し、北部九州に集中することがわかる。一方、九州以外にも七件があり、中央にも同時代の作例が存在する。北部九州への集中と、博多が宋との交易拠点であったことを考えれば、金鎖甲文様を彫出する造形の情報が宋から直接もたらされた可能性は否定できない。しかし、南宋以前の中国にも同文様が認められ、日本でも平安時代後期の中央に同文様をあらわす作例が存在することから、北部九州の金鎖甲文様を宋からの直接的な受容だけで説明することは難しく、中央を介して伝えられた可能性についても検討する必要がある。

3 作例比較からみた本像の造形的特徴

本像の甲冑表現を検討するため、平安時代後期を中心とする金鎖甲文様彫出作例二十七件を比較対象とし、兜・表甲・胸甲・腰甲・前楯・沓など、甲冑各部の形式や文様を比較した。金鎖甲文様彫出作例は北部九州に多く分布するが、金鎖甲文様だけでなく、甲冑各部の造形まで比較すると、本像には中央作例と共通する表現も複数認められる。

まず、宮田氏が奈良時代作例との関係を指摘した胸甲についてみる。本像の午神の胸甲にあらわされた文様は、奈良・大安寺多聞天像と類似する。しかし、同系統の文様は大安寺像だけにみられるものではなく、平安時代後期の中央作例や福岡・崇福寺毘沙門天像など北部九州の作例にも確認できる。また、大安寺像では文様が細密にあらわされるのに対し、本像を含む平安時代後期の作例では、簡略な形であらわされている。したがって、本像が奈良時

⁶ 宮田太樹「平安後期の九州における造仏をめぐる研究—東光院伝来諸像を中心に—」（『鹿島美術研究』第40号別冊、鹿島美術財団、2023年）

⁷ 戌神像の後補部分については、奈良国立博物館所蔵「日本美術院彫刻等修理記録」所収「佛像修理圖解」（大正5年2月14日）による。

⁸ 南宋以前の作例としては、上海博物館所蔵天王石像（唐時代。ただし制作年代については諸説ある）、鄭州博物館所蔵開元寺塔基地宮出土天王石像（北宋）などが挙げられる。

⁹ 奈良国立博物館『毘沙門天—北方鎮護のカミ—』（奈良国立博物館、2020年）

代作例を直接の手本としたというよりも、奈良時代以来の意匠が継承され、平安時代後期の造形のなかで用いられたと考えるのが穏当である。

次に、平安時代後期の中央作例との関係でとくに注目されるのが、奈良・法隆寺三経院持国天・増長天像である。腰甲は通常、表甲の上に重ねて腰部の周囲を覆うように着けるが、本像では、金鎖甲文様をあらわした表甲の上に、楕円形に近い腰甲を腰の左右それぞれに着ける。三経院像にもこれと共通する形式がみられる。さらに、胸甲・前楯・沓に施された文様など、甲冑の複数の部位において三経院の二天像との共通点が認められる。このように、本像と中央作例との共通性は、特定の文様だけでなく、甲冑の構成や装飾の複数の部位に認められる。また、福岡県内にも、本像と共通する甲冑の形式や文様をもつ作例が複数確認できる。

以上の比較から、本像は金鎖甲文様という点で福岡県を中心とする北部九州の作例と共通する一方、甲冑の複数の部位に中央作例と共通する造形が認められることから、その制作には中央作例にみられる造形が取り入れられたと考えられる。また、同様の造形の一部が福岡県内の作例にも認められることは、中央作例と共通する造形が地域の仏像制作のなかで共有・展開していた可能性を示している。

4 東光院をめぐる歴史的環境

東光院が所在する博多は、十一世紀後半以降、日宋交易の拠点として発展し、宋との交流が活発化した地域であった¹⁰。しかし、本像の制作背景を考えるうえでは、こうした大陸との交流だけでなく、博多と大宰府¹¹、さらに中央とのつながりにも目を向ける必要がある。

その一端を示す史料として、源俊頼の『散木奇歌集』¹²が挙げられる。同書には、父・源経信¹³が1097年に太宰府で亡くなった際、「はかたにはべりける唐人どもの、あまた詣できて、とぶらひける」と記されている。この記述からは、十一世紀末の博多に居住していた「唐人」が、大宰府に赴任していた中央の貴族である経信のもとを弔問するほどの交流関係をもっていたことがわかる。

このように、中央から大宰府に赴任した貴族と博多に居住する「唐人」との交流がみられるなど、中央・大宰府・博多の間には人や情報が行き交う環境が形成されていた。東光院が所在した博多には、大陸由来の文物や情報だけでなく、大宰府との関係を通じて、中央で用いられていた仏像の造形に関する情報も伝わり得たと考えられる。

本像の甲冑各部には京都・奈良を中心とする中央作例との共通点が複数認められ、その一部は福岡県内の作例にもみられる。こうした作例比較と博多をめぐる歴史的環境をあわせてみると、博多・大宰府と中央との人的・文化的なつながりは、本像に中央作例と共通する造形が受容された背景の一つとして指摘できる。さらに、同様の造形が福岡県内の他の作例にも認められることは、こうした造形が大宰府文化圏における仏像制作のなかで共有されていた可能性を示している。

おわりに

本発表では、東光院十二神将像について、南宋武人像との関係、金鎖甲文様の彫出、さらに甲冑各部の形式や文様について作例比較を行った。その結果、本像には、北部九州に多くみられる金鎖甲文様が彫出されるとともに、胸甲・腰甲・前楯・沓など甲冑の複数の部位において、京都・奈良を中心とする中央作例と共通する造形が認められた。また、これらの造形の一部は福岡県内の他の作例にも確認される。したがって、本像の造形的特徴は、北部九

¹⁰ 福岡市史編集委員会編『新修福岡市史 特別編 自然と遺跡からみた福岡の歴史』（福岡市、2013年）、大庭康時『博多の考古学—中世の貿易都市を掘る』（高志書院、2019年）参照。

¹¹ 表記は慣例に従い、地方官庁としては「大宰府」、地名としては「太宰府」とする。

¹² 源俊頼『散木奇歌集』巻六「悲嘆」、『群書類従』第15輯・和歌部（続群書類従完成会、1960年）所収。

¹³ 源経信（1016～1097）は平安時代の公卿・歌人。正二位大納言を経て大宰権帥を務めた。

州に多くみられる金鎖甲文様を彫出するとともに、甲冑の複数の部位に中央作例と共通する表現を備える点にある。

制作背景については、博多が宋との交易拠点であったことから、宋からの直接的な受容の可能性を否定することはできない。しかし、金鎖甲文様は南宋に固有の表現ではなく、日本の中央にも同時代の作例が存在するため、この文様のみからその受容経路を宋に限定することはできない。さらに、甲冑各部に中央作例との共通点が複数認められることや、博多・大宰府と中央との人的・文化的なつながりをあわせて考えると、本像の制作には、中央作例にみられる造形が取り入れられた可能性が高い。

以上から、東光院十二神将像は、平安時代後期の北部九州において中央作例と共通する造形が受容され、こうした造形が大宰府文化圏における仏像制作のなかで共有・展開されていく過程を示す作例として位置づけられる。本像を起点として北部九州の関連作例をさらに検討することで、中央作例と共通する造形がこの地域においてどのように受容され、変容・展開したのかを、より具体的に明らかにできると考える。